

切符制度一覧

品目	東京市における開始年月日	切符種類	切符の形式及び年間発行回数	割当量	切符発行者	交付対象	備考
米穀	昭和16.4	家庭用米穀通帳	通帳1回	1日あたり 数え年1～5歳 120g 数え年6～10歳 200g 数え年11～60歳 甲 330g 乙 男 390g 女 350g 丙 男 570g 女 420g 数え年61歳以上 甲 300g 乙 男 350g 女 320g 丙 男 480g 女 380g	市	世帯主及び準世帯代表者 ※三食外食者のみの世帯及び自家用保有米所持中の世帯を除く	家庭用米穀については昭和17年3月より以下の者に1日60gの加配を実施 (1)数え年7～20歳までの青少年 (2)5か月以上の妊産婦 (3)炭焼夫 (4)伐木夫 (5)魚撈夫 (6)魚介養殖夫
		外食券	1日3枚の割にて1か月分の食券に改める 毎月発行	甲小券1枚につき 110g 乙小券1枚につき 130g 丙小券1枚につき 190g  ※ただし米穀配給所より米穀の配給を受ける場合の量とする	市	三食外食者	<b>警察応急米配給証明書</b> 延べ15日以上宿泊者のある世帯、その他やむを得ない事由のある者に申請に基づき警察署より交付する
		前渡米配給証明書	単票 申請の都度	申請の都度一定基準量に基づき割当量を査定	市	府外よりの転入者及び新規に世帯を構えた者で、家庭用米穀通帳の交付を受けるまでの世帯	
		業務用米穀通帳	通帳一回	外食券とのリンクによる割当量及び実績査定による割当量	市	業務用飯米として米穀を必要とする者	
小麦粉	昭和16.4	家庭用小麦粉購入券	家庭用品購入通帳 2回	家族1人(自炊者) 50匁 家族2～3人 100匁 家族4～7人 150匁 家族8～15人 200匁 家族15人を超える場合 超過1人につき 15匁増	市	<b>家庭用品購入通帳</b> 交付対象は市民世帯票に登録を受けた普通世帯主及び準世帯代表者 ただし三食外食者を除く	
		家庭用小麦粉購入券(特別用)	単票または連票 申請の都度	申請の都度一定基準量に基づき割当量を査定	市	看護協会、派出婦人会その他特別申請を承認された者	<b>外食世帯家庭用品購入票</b> 交付対象は、三食外食者のみの世帯主または代表者
パン	昭和17.5	パン類購入券	単票 毎月発行 国の宝 その都度	1月あたり1食(菓子パン3個)	市	単票 数え年1～14歳 国の宝 5か月以上の妊産婦	
		パン類特別購入券	単票 毎月発行	1日あたり半斤(60匁) 1月中10日分は菓子パン ただし家庭用米穀割当量1日200gを差引く	市	1ヶ月以上パンを常食する者	
特殊需要者用パン及び小麦粉	昭和16.7	特殊需要者用食パン購入券	2か月分 購入券	小麦粉 1人1か月2kg以内	市	米食を主としない在留外国人または市長の認めた者で家庭用割当米穀を小麦粉及びパンに交換しようとする希望する者	
		特別需要者用小麦粉購入券	申請の都度	1人1日 150匁以内			
味噌・醤油	昭和17.1(臨時) 昭和17.2	家庭用味噌醤油通帳	家庭用品購入通帳 2回	1か月あたり 味噌1人 183匁 (1日あたり 6匁) 醤油1人 3合7匁	市		※東京市扱いの業者に対しても東京府発行の切符式購入票を使用する
		家庭用味噌特配券	単票 申請の都度	申請の都度査定により割当	市	月の途中で市外より転入または世帯員に異動のあった世帯、派出婦会その他特別申請者	
		家庭用味噌特配券	単票 申請の都度	申請の都度査定により割当	市	同上	
		業務用味噌醤油購入券	連票1回	実績の申請による割当または一定基準により査定	府	東京府扱いの組合団体に加入していない業者及び給食用もしくは割烹教授材料として使用する者	
塩	昭和17.1	家庭用塩購入券	家庭用品購入通帳 2回	1月あたり 家族20人まで 1人につき 200g 家族20人を超えるもの 超過1人につき 150g増	市		
砂糖	昭和15.6	家庭用砂糖回数購入券(一般用)	家庭用品購入通帳 2回	家族15人まで 1人につき 0.6斤 家族15人を超えるもの 超過1人につき 0.35斤	市		※農林大臣または東京府知事の指定した者については統制団体の組合切符を発行する
		家庭用砂糖回数購入券(特別用)	単票または連票 申請の都度	申請により割当量査定	市	派出婦会、乳児その他家庭特別用として申請し承認された者	
		業務用砂糖購入券	単票 割当の都度	申請により割当量査定	市	区長の指定告示した業者	

品目	東京市における開始年月日	切符種類	切符の形式及び年間発行回数	割当量	切符発行者	交付対象	備考
食用油	昭和16.6	家庭用食用油購入券	家庭用品購入通帳 2回	3か月あたりの割当量 家族1人（自炊者） 2合 家族2～3人 3合 家族4～7人 5合 家族8～15人 7合 家族15人以上は5人またはその端数を増す毎に2合増	市		
		家庭用食用油購入券（特別用）	単票 申請の都度	申請の都度割当量査定	市	特別の事情により申請を承認された者	
乳製品	昭和15.11	育児用乳製品購入票	2か月分 12枚購入券付購入票 隔月	生後経過月数（粉乳もしくは調整粉乳）（練乳） 1か月未満 3缶 12合 満1か月以上 4缶 16合 2か月未満 4缶 16合 満2か月以上 5缶 20合 6ヶ月未満 5缶 20合 満6ヶ月以上 6缶 24合 8ヶ月未満 6缶 24合 満8ヶ月以上 5缶 20合 11ヶ月未満 5缶 20合 満11ヶ月以上 4缶 16合	市	乳製品を必要とする満1歳以下の乳児のいる世帯で申請を承認された者	
		育児用乳製品購入票（特別用）	単票 申請の都度	申請の都度割当量を査定	市	幼児、妊新婦、病弱者で申請し特に承認された者	
牛乳	昭和16.11	飲用牛乳証明書	証明書 申請の都度	1日あたり 満2か月以内 3合以内 満4ヶ月以内 4合以内 満8ヶ月以内 5合以内 満9ヶ月以内 4合以内 満1か年以内 3合以内 ただし証明期間3か月以内	市	第一順位 母乳不足または母乳を使用できない特別の事情にある満1歳以下の乳児	
	昭和16.2	飲用牛乳証明書	同上	満1か年半以内 2合以内 満2か年以内 1合以内 ただし証明期間3か月以内 3合以内 ただし証明期間10日以内 1合以内 ただし証明期間2か月以内 1合以内 ただし証明期間2か月以内 1合以内 ただし証明期間1か月以内	市	第二順位 (1)牛乳摂取を必要とする満1歳以上満2歳以下の幼児 (2)主たる栄養を牛乳以外のものから摂取できない病者 (3)妊産婦手帳を所持する妊産婦（産後満1か年以内の者を含む）で牛乳を必要とする者 ただし妊産婦手帳規定（昭和17年7月13日厚生省令第35号）前に分娩した産婦については妊産婦手帳がなくても上に準じて取扱う (4)牛乳を必要とする満5歳以下の幼児 (5)牛乳を必要とする病者（前述(2)以外の病者）	
菓子	昭和16.12	家庭用菓子回数購入券	家庭用品購入通帳及び外食世帯家庭用品購入券 2回	1か月間 数え年2歳以下 乳児菓子（金30銭）2袋 数え年3歳以上 1人30銭ないし60銭 数え年3歳より15歳まで及び60歳以上 1人30銭ないし60銭	市		
		出産祝用菓子購入券	妊産婦加配通帳「国の宝」	1人1回 1円	市	産婦	
酒類	昭和16.4	家庭用酒類通帳	家庭用品購入通帳	酒 1世帯 4合 ビール1世帯2本ないし4本	市		
		家庭用清酒特配券	単票 申請の都度	冠婚葬祭 1升 入宮出征 2升 その他割当量査定	市	冠婚葬祭・入宮出征のある世帯 その他	※6月中農家に対して焼酎5合を特配する なお、価格特配を農家に対し特配する
魚類	昭和16.11	家庭用魚類購入票	購入票（捺印欄を設ける） 2回	1人1日あたり 丸30匁 切身20匁を標準とする	市	普通世帯及び消費人口50人までの準世帯並びに団体	
		業務用魚類登録票	登録票登録の際	人口、実績に応じて割当量決定	市	消費人口50人を超える準世帯並びに団体及び営業上魚類を必要とするもの	
青果物	昭和17.11	家庭用野菜購入票	購入票（捺印欄を設ける） 2回	1人あたり60匁ないし75匁を標準とする ただし入荷量により増減する なお、毎月配給協議会により翌月の用途別配給比率を決定する	市	普通世帯及び消費人口50人までの世帯並びに団体	
		大口業務用野菜購入票	同上	毎月配給協議会により用途別配給比率を決定する入荷量により増減する	市	従来卸売市場に直接算出をしている50人を超えるもの及びその他	
		小口業務用野菜購入票	同上	同上	市	従来小売商より購入している50人を超えるもの及びその他	

（中央区平和祈念誌『永遠の平和を願って』より一部抜粋）

（参考）

尺貫法単位換算

重さ (衡)	1貫 (かん)	1,000匁	3.75kg
	1斤 (きん)	160匁	600g
	1匁 (もんめ)	10分	3.75g
	1分 (ぶ)	10厘	0.375g

容積 (量)	1石 (こく)	10斗	180.39ℓ
	1斗 (と)	10升	18.039ℓ
	1升 (しょう)	10合	1.8039ℓ